

令和2年度安曇野市農業関係助成一覧

- 1 新たに就農する(問い合わせ:集落支援担当)
- 2 農地を管理する(問い合わせ:集落支援担当・耕地林務課林務担当)
- 3 機械等を整備する(問い合わせ:集落支援担当・生産振興担当)
- 4 作付を支援する(問い合わせ:生産振興担当)
- 5 ブランド振興をする(問い合わせ:マーケティング担当)
- 6 その他



安曇野市 農林部 農政課

農業政策係(農政課総合窓口)
生産振興担当
集落支援担当
マーケティング担当
耕地林務課林務担当

電話 0263-71-2427
電話 0263-71-2428
電話 0263-71-2429
電話 0263-71-2430
電話 0263-71-2432

※助成金額は、目安です。予算や申請者数により変動がありますので、ご了承ください。

1新たに就農する

| 内容区分 | 事業内容 | 補助概要 | 補助事業名 | 補助区分 |
|----------|--|------------------------------|------------------------------|------|
| 新規就農 | 賃貸住宅居住者で市内就農後5年以内または3年以内に市内へ就農する研修者へ住居費を支援 | 1万円/月 最長3年間 | 住居費補助事業 (新規就農者支援事業) | 市 |
| | 独立・自営就農者への給付金による営農支援 | 150万円/年 最長5年間 (所得制限あり) | 農業次世代人材投資資金(経営開始型)(旧青年就農給付金) | 国 |
| 新規就農(研修) | 新たに市内で就農を考えている者への研修費助成 | 受講費用相当額 (県農業大学校が実施する指定講座) | 就農希望者研修費補助事業 (新規就農者支援事業) | 市 |
| | 新規就農里親研修生で1年以内に県内に就農が見込める者を支援 | 4万円/月 1年間 | 先進的経営体等における研修費助成(長野県担い手育成基金) | 県 |
| | 独立・自営就農前の研修者への給付金による生活支援 | 150万円/年 最長2年間 | 農業次世代人材投資資金(準備型)(旧青年就農給付金) | 国 |
| 親元就農 | 認定農業者の子・孫が、規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成【再掲】設備の導入費を助成 | 補助率 3/10 限度額100万円 | 親元就農機械等整備支援事業 | 市 |
| | 認定農業者の子・孫、その配偶者への給付金による営農支援 | 20万円/年 最長5年間 | 親元就農促進事業 (親元就農支援金) | |
| | 認定農業者等の後継者となる子に対する助成 | 30万円 1戸1回を限度とする | 親元就農者支援助成 (長野県担い手育成基金) | 県 |

2農地を管理する

| 内容区分 | 事業内容 | 対象者 | 補助概要 | 補助事業名 | 補助区分 |
|------|--|-----------------------|---|---------------------------|-------|
| 農地集積 | 認定農業者や集落営農等の農地利用の集積、集約に対して助成金を交付 | 農業者又は集落組織等 | 農地中間管理機構を活用した貸借への助成金 (1)地域集積協力金(機構活用割合による) ①集積・集約タイプ:10~28千円/10a ②集約化タイプ:5~10千円/10a (2)経営転換協力金:15千円/10a | 農地中間管理事業 | 国 |
| 荒廃農地 | 荒廃農地を解消するための費用を支援 | 農業者又は農業関係組織 | 荒廃農地を解消する農業者等へ交付 5万円/10a (荒廃農地解消就農者支援金受給者を除く) | 荒廃農地解消事業 | |
| 鳥獣害 | 農作物を鳥獣害から守るため防護柵の設置や機器の購入費を補助 | 農業者 | ①侵入防止柵(電気柵、金網柵及びネット柵) 1/2以内 上限10万円 ②侵入防止装置(電子防鳥機、大型回転体防鳥機、音波鳥獣駆逐装置) 1/3以内 上限8万円 | ①侵入防止柵設置事業 ②侵入防止装置設置事業 | 市 |
| | 広域防護柵が風雪害等の倒木により破損した場合の倒木の撤去費用を助成 | 市と維持管理協定した集落や地区 | 補助率 1/2 (および資材支給) | 危険木撤去事業 | |
| | 農作物被害防止のため、集落で実施するニホンザルのモンキードッグ追い払い事業を支援 | モンキードッグ飼養者 | モンキードッグ維持管理費 1頭 3千円/月 | モンキードッグ維持管理事業 | |
| | 農作物を獣害から守るため地域で設置する広域防護柵の設置資材を支給 | 市と維持管理協定した集落や地区 | 資材支給 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 市・国 |
| | 農作物を獣害から守るため地域で設置した広域防護柵の維持管理費を補助 | 市と維持管理協定した集落や地区 | 鳥獣被害防止総合対策交付金事業で設置した防護柵に維持管理費を支給 電気柵20円/m、金網柵16円/m | 獣害防護柵維持管理支援事業 | 市 |
| | 農作物を鳥獣害から守るため、追い払いに使用するエアガンの購入費を補助 | 農業者 | 補助率 1/3以内 限度額 1万円 ただし、集落等で(5戸以上)一体的に鳥獣対策を実施する場合は、2分の1以内(上限20,000円) | エアガン購入助成事業 | 市 |
| 中山間 | 中山間地域の耕作条件不利地への支援 | 集落協定に基づき農業生産活動等を実施した区 | 協定集落への交付金 10.5千円/10a | 中山間地域農業直接支払事業 | 市 |
| | 中山間地域の耕作条件不利地への支援 | | 協定集落への交付金 傾斜、地目、取組内容による単価 2.8千円/10a~21千円/10a | 中山間地域等直接支払事業 | 市・県・国 |

3機械等を整備する

| 内容区分 | 事業内容 | 対象者 | 補助概要 | 補助事業名 | 補助区分 |
|---|---|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|------|
| 機械整備 | 集落営農組織が規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成 | 集落営農組織 | 補助率 3/10 限度額 300万円 | 集落営農組織機械等整備支援事業 | 市 |
| | 認定農業者の子・孫が、規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成【再掲】 | 親元就農者又はその者ととも農業経営を行う認定農業者 | 補助率 3/10 限度額 100万円 | 親元就農促進事業（親元就農機械等整備支援事業） | |
| | 大規模な農業用施設を取得した農業者に対し、固定資産税相当額を助成 | 固定資産税評価額が1,000万円以上の農業用施設を取得した農業者 | 評価額1千万円以上の固定資産税相当額 3年間の限度額3千万円 | 農業用施設取得補助金事業 | |
| | 玉ねぎの機械化による生産拡大のために、導入する玉ねぎ専用機械の購入費を補助 | 機械化により玉ねぎ栽培を実施する農業者又は農業関係組織 | 補助率 1/3 | 玉ねぎ栽培機械化推進事業 | |
| | 畜産業を営む者が実施する糞尿処理施設の整備及び機械の購入に要する経費を補助 | 畜産経営者 | 補助率 1/2 | 畜産公害防止事業 | |
| | 畜産環境整備機構が実施する畜産環境整備リース事業により借り受けた設備及び機械に対し、機構に支払う附加貸付料及び保証保険料を補助 | | 附加貸付料及び保証保険料の年額 | 畜産環境整備リース事業 | |
| | 革新的技術（普及に移した農業技術等）の現地への普及やマーケットニーズに対応した産地の育成等に必要な機械・施設の導入等を支援 | 農業協同組合、農業者の組織する団体・法人等 | 補助率 1/2以内 他 限度額：250万円 | 信州農業生産力強化対策事業 | 県 |
| | 規模拡大等に必要な機械・設備の導入費を助成 | 人農地プランに位置付けられた地域の中心的経営体 | 補助率 3/10以内 上限 300万円 | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 | 国 |
| 畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携、結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための施設等の整備を補助 | 畜産経営者 | 補助率 1/2以内 他 | 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター事業） | 国 | |
| 経営基盤の強化を図る農家の施設、機械及び生産資材の導入費を補助 | 収益性向上・生産基盤強化対策等に取組む農業者等 | 補助率 1/2以内 他 | 産地生産基盤パワーアップ事業 | | |

4作付を支援する

| 内容区分 | 事業内容 | 対象者 | 補助概要 | 補助事業名 | 補助区分 |
|-------------|--|-------------------------------|--|------------------|-------|
| 玉ねぎ振興 | 玉ねぎの機械化体系による生産拡大のために、機械植え用玉ねぎ苗の購入費を補助【再掲】 | 機械化により玉ねぎ栽培を実施する農業者又は農業関係組織 | 補助率 1/3 | 玉ねぎ栽培機械化推進事業 | 市 |
| 稲作振興 | 水稻の病害虫防除対策を行い、高品質米の生産につなげるため苗箱施薬材の購入費の補助 | 農業者 | 200円/kg 300円/100gまたは400ml(直播用) (見直し予定) | 苗箱施薬材購入補助事業 | |
| 果樹振興 | 果樹を新たに植付し生産拡大を図るために、果樹棚、苗木の購入費及び、未収益期間の管理経費を補助 | 5アール以上の果樹を新植する農業者又は農業研修者 | 果樹棚資材費・設置費、苗木購入費 補助率 1/3 未収益期間支援補助 50千円/10a:最大4年間 | 果樹新植支援事業 | |
| | りんご新しい化用台木購入費の補助 | 対象の苗木を購入した農業者 | 補助率 1/3 上限 200円/本 | 新しい化栽培台木購入補助事業 | |
| | 果樹共済掛金の補助 | 長野県農業共済組合が行う果樹共済に加入した市内在住の農業者 | 補助率 1/3 | 果樹共済加入促進対策事業 | |
| 環境にやさしい農業振興 | 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への補助 | 環境保全型農業を推進する任意団体等 | 取組に応じて800円～14,000円/10a | 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 市・県・国 |

4作付を支援する

令和2年度 安曇野市経営所得安定対策等交付金体系（案：国の指導により内容が変更になる場合があります。） 単位：円/10a

| | | 水田活用 直接支払交付金 | | 安曇野市農業振興作物等推進助成補助金 (市単独補助事業) | | | | |
|-----------------|--|----------------------------|-------------------|---|---------------|---|---------------|------------|
| 対象農地 | | 水田のみ | | 水田・畑地共通 | | | | |
| 交付要件 | | 販売目的で生産(耕作)する 販売農家・集落営農 | | | | | | |
| 交付対象 | 畑作物の 直接支払交付金 (ゲタ対策) | 全国統一設定 | 産地交付金 | | 基本 | 産地化 加算 | 団地化 加算 | ブランド 加算 |
| | | | 国による長野県に 対する設定 | 市農業再生協議会 による設定*2 | | | | |
| 小麦 | 6,710/60kg | 35,000 | | 2,400~3,000 | 4,000*5 以内 | | 2,500*5 以内 | |
| 大麦(六条大麦) | 5,660/50kg | 35,000 | | 2,400~3,000 | | | | |
| 大豆(黒大豆除く) | 9,930/60kg | 35,000 | | 2,400~3,000 | | | | |
| そば | 13,170/45kg | | 20,000 | 4,000~5,000 | | | | |
| なたね | 8,000/60kg | | 20,000 | | | | | |
| 加工用米 | | 20,000 | | 12,000~20,000*3 | | | | |
| 飼料作物 | | 35,000 | | | | | | |
| 新市場開拓用米(輸出用米など) | | | 20,000*3 | | | | | |
| 米粉用米 | 単位収量に 55,000 ~105,000 | | (12,000)*4 | 20,000~25,000 | | | 2,000*5 | |
| 飼料用米 | | | | 20,000~25,000 | | | | |
| WCS用稲 | | 80,000 | | 12,000~15,000 | | | | |
| 二毛作助成 | | | | 28,000~35,000 | | | | |
| 市重点作物 | 玉ねぎ(種、苗含)・ジャガイモ用トポ 黒大豆 白ねぎ(種、苗含) アスパラガス・スイートコーン | 35,000 | | 12,000~15,000 | 15,000 以内 | 20a以上 3,000*5 30a以上 6,000*5 50a以上 9,000*5 | | 60*5/kg |
| その他作物 | 一般作物 | | | 28,000~35,000 24,000~30,000 16,000~20,000 | | | | |

* 交付単価は全て交付予定額です。特に市協議会による交付金は国の予算配分や該当作物の作付面積等により変動します。

*1 品質区分(等級/ランク)により交付単価が異なります。

*2 対象作物ごとに具体的な要件が定められています。

*3 県協議会による加算があります。

*4 交付には複数年契約(3年以上)への取組が必要です。

*5 認定農業者、認定新規就農者及び「人・農地プラン」に位置づけられている中心的经营体が交付対象。

※一般作物について裏面をご覧ください。

5ブランド振興をする

| 内容区分 | 事業内容 | 対象者 | 補助概要 | 補助事業名 | 補助区分 |
|-----------|--|----------------|---------------------------------|--------------|------|
| 農産物ブランド振興 | 農産物等ブランド振興への補助支援 | 生産者団体又は農業生産法人等 | 地域団体商標等の出願及び登録に要する経費(補助限度額10万円) | 農産物等ブランド振興事業 | 市 |
| | 主食用米(酒米・もち米を含む)の食味及び外観を評価する品評会に出品するために要する経費及び化学肥料・化学合成農薬低減に関する認証等を取得する際に要する経費を助成 | 農業者 | 補助率 1/2以内 上限額 5千円 | 高付加価値農産物助成事業 | 再生協 |

6その他

| 内容区分 | 事業内容 | 対象者 | 補助概要 | 補助事業名 | 補助区分 |
|------|---|--|--|--------------|------|
| 畜産振興 | 畜舎の防虫・防疫のために購入する消毒資材及び畜産による悪臭低減(消臭、脱臭、発酵促進等)のために購入する資材に要する経費を補助 | 畜産経営者 | 補助率 1/2 限度額 消毒資材:2万円、悪臭低減資材:8万円 | 畜産公害防止事業 | 市 |
| | 牛アカバネ病の予防接種費を補助 | | 1頭あたり500円 | 家畜伝染病防止事業 | |
| | 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により長野県知事が公示したヨーネ病の定期検査手数料を補助 | | 補助率 1/3 | | |
| | 防疫のために購入する消毒液に要する経費を補助 | | 補助率 1/2 限度額 5万円 | 家畜伝染病防止事業 | |
| 農家民宿 | 農家民宿開業に伴う受け入れ農家の補助支援 | 市内に住所を有し、市内で農家民宿を開業し、安曇野市農家民宿連絡協議会に加入する者 | ・簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可手数料: 補助対象経費の100分の100 ・火災警報器又は消防法に適合する火災報知設備の購入及び設置費用: 補助対象経費の100分の50。ただし、上限額40千円とする。 | 農家民宿開業助成事業 | |
| 集落営農 | 集落営農組織の設立への支援 | 集落営農組織 | 補助額 基本8万円+2千円×戸数 | 集落営農組織設立助成事業 | 市 |
| | 集落営農組織が取り組む農業振興への活動支援 | | 補助額 経営面積(3万円~7万円)+取組内容による加算 ブロックローテーション加算 3千円/10a | 集落営農組織育成支援事業 | |